## 2-7 自動車騒音規制の推移

(単位・デシベル)

_																										( -	1	アン・	•,,,,	
自動車の種別		自動車騒音の区分				加 速 走 行 騒 音 定常走行騒音 及び排気騒音													近接排気騒音											
		新車、使用過程車の区分				新車									使用 過程 車	新車					新使用证	新車使用過程車		新車						
		規制年	等			52年								10年	11年	12年	13年	29年	29年		10年	11年	12年	13年			10年	平成 <sup>3</sup> 11年 規制 <sup>3</sup>	12年 1	13年
大	車両総重量が3.5 t を超え、原動機の最高出力が、150キロワットを超	大型バス (乗車定員11人以 上の自動車)								83				81							82						99			
型		大型ト	ラック		92	89	86				83		-				81	85	85	80				82 83	-	107				99
車	えるものをいう。	全輪駆 びクレ		トラクター及								83					82													99
中型	車両総重量が3.5 t を超 え原動機の最高出力が 150キロワット以下のも のをいう	全輪駆動車														81							80						98	
		全輪駆動車	トラック	89	87	86		83								80	85	85	78				79		105				98	
車		以外		バス												80							79						98	
/ \	車両総重量が3.5 t 以下	軽自動	車両総	重量1.7 t 超		83 (注)				78 (注)						76				74 ) (注)			74						97	
型型		-	外車両総重量で				81 (注)								76			85 (3÷)			74	74		-		103 (注)		97		
車		軽自動 車	キャブ:	・ット型 オーバ型(ボン 型以外)のまの							78 (注)					76		(注)	(注)				74			(土)			97	
乗	乗 専ら乗用の用に供する乗員	ネット型以外)のもの 乗車定員6人超			84	82									76					70		74						96		
用車	定員10人以下のものをいう (二輪自動車を除く)	乗車定員6人以下		81			78						76	70			85	85	72		, ,				103	96 [100]	[100]			
輪 自 動 車	二輪の小型自動車(総排気量が0.250リットルを超えるもの)及び二輪の軽自動車(総排気量が0.125リットルを超え0.250リットル以下のもの)をいう	小	型		86	- 83	78						75				73	0.5	0.5	74	71			72	00		. ,			94
		軽			84						75			73				85	85	/4					99		94			
自原動機中	第一種原動機付自転車(総排 気量が0.050リットル以下の もの)及び、第二種原動機付き 自転車(総排気量が0.050リッ トルを超え0.125リットル以 下のもの)	第二	. 種		82	79	75		-			72					71	85	85	70				68	95					90
		第一	種		80	19	73			72				71				00	00		65				90		84			

<sup>[</sup>備考]
1 平成10年規制の適用時期は、新型車は平成10年10月1日、継続生産車は平成11年9月1日、輸入車は平成12年4月1日。
2 小型車の平成11年規制の適用時期は、新型車は平成11年10月1日、継続生産車は平成12年9月1日、輸入車は平成13年4月1日。
また、乗用車の平成11年規制の適用時期は、新型車は平成11年10月1日、継続生産車は平成13年9月1日、輸入車は平成13年4月1日。
3 平成12年1規制の適用時期は、新型車は平成12年10月1日、継続生産車及び輸入車は平成13年9月1日。
4 中型車及び原動機付自転車の平成13年規制の適用時期は、新型車は平成13年10月1日、継続生産車及び輸入車は平成13年10月1日、また、大型車及び二輪自動車の平成13年規制の適用時期は、新型車は平成13年10月1日、継続生産車及び輸入車は平成15年9月1日。
また、大型車及び二輪自動車の平成13年規制の適用時期は、新型車は平成13年10月1日、継続生産車及び輸入車は平成15年9月1日。
5 近接排気騒音の[]内の数値は、車両の後部に原動機を有する自動車の規制値

<sup>(</sup>注) 平成11年規制より、小型車の自動車種別について変更。それ以前の種別は、上段が小型トラック、バスで、下段が前輪駆動車。